

政府支拂の削減に關する司令部覺書に對して
差當り添ふべき措置要領（閣議決定案）

（昭三二一〇二三）
（経本、財政金融局）

九月十二日付首題司令部覺書は關物價及び不當なる高價銀に對する政府の支拂を禁止し当面する財政の危機を打開せんとする司令部の好意に出たり。然る政府においては直ちに右覺書に對應し、その趣旨を体して予想せられらるるあらゆる困難を排除し、關係各庁一致協力して政府自身の關行爲を根絶するに差當りな認方針により処理するものとす。

一、政府はその契約の締結又は支拂に際しては前記覺書に従ひ強力に左記事項を遵守すること。

（一）政府の購入する物品の價格並にその契約する各種工事又はサービス、代金を構成する資材若しくは製品、價格又は勞務以外の役務の對價は嚴に公定價格

（物價庁長官または物價庁長官からその権限の一部の委任をうけた地方物價事務局長もしくは都道府県知事）が物價統制令の規定に基いて設定する統制額に
よるべきこと。

（二）但し、物資、勞務等の數量を水増しその他名目、如何を問はず前項の規定に實質的に違反するような行爲をしないこと。

（三）右の公定價格のうちには物價統制令第三條第一項但書の規定による例外許可價格を含むものとするが、物價庁長官、地方物價事務局長または都道府県知事が例外許可を認めるものは、そのものの規格、品質、包装、包装等が特別優劣であつて、統制額設定の前提となつてゐる規格、品質、包装等と異なるとき、またはその材料等の運送について特別の失費を要する等特別の理由によつて、統制額を超えた價格を認める必要がある場合に限ることとし、軍用物品であるとき否とによつて取扱を異にするとはしないこと。

なお、例外價格を認める場合においても統制額設定の場合における同一價格算定方式によつて品類に差をいへるに類似品は價格との均衡をも考慮して適正に決定すること。

(三) 各種戦艦の進駐軍直備高ならかに進駐軍関係設営工事関係用係作業を含む。以下
同(前)施設の維持補修運用その他ガサビスおよび日本側公共事業に従事する労務者に
対する貸銀の支持は主務省が司令部の承認をうけた方法によつて決定した額を超えては
ならないこと。

貸銀支拂に用いた下引割消を排除せしめ、政府はそれと支拂に於いて、当該支拂
すに合ふれり貸銀が、正にその用途を除くのは、司令部業務面に支拂われたことと確認す
ること。

二、前項各号を遵守しつゝ、前号の訓達を厳格に遵守し遂行すべしとある旨の措置を講ずること。

(四) 政府の物資の需要はすべて一般国民経済的見地から決定され、物資需給計画によるこ
うとし、進駐軍関係に於いては部門毎に区分して計画を貴族院庁において司令部と訂
合するに附立し、その計画の限度内において、その政府支出を行つて、その体制を確立すること。
同前号の既給統制物資は前記物資需給計画に則り、すべて供給され、政府の物資配給に
よること。但し、業務手帳品の利用については、そのほか公定価格を以て使用されることを依
件として、その小を認むること。

(三) 前記計画に計上され、財を直接または間接の政府需要物資は担当官庁において責任を以て生産
を促進し、割当の現状に努むること。

政府の需要その他特に緊急の需要に充てるための止むを得ない場合には、物資担当官庁は常
要物資の生産者又は保有者に対し、生産命令或命令又は譲渡命令等の措置を講ずること。

同氏同左序の意見に努むること。その小を認むること。
同、公定価格とは一般貸銀小に違反す、政府の契約または支拂に於いては、その責任の
帰属に於いて、その割当の現況に努むること。

同、正当な政府の支拂に於いては、更にその小を促進す、物資を認むること共に、
自由な取引
自由な取引

同、労働用物資の配給は、他の物資と同様に必要の物資を認むること。

同、新物資の配給は、その配給の現況に努むること。

同、一般流通秩序の確立に努み、政府以外の部門に於ける公債償還を、徹底的に取行すること。

(十) 前各号の最正な運用を確保するため、物資、物價および労働の各責任官庁のほか、各省、各庁は夫々事業または契約の責任者として所要の監視および監督の責任を担ふものとし、本官庁は支拂および契約等の計画の承認制度、小切手、現物制度、法廷第六十号による検査制度等により、必要な監視または監査の措置を講ずること。

三、司令切に対して左の事項を懇請すること。

(一) 流通秩序が確立してない現在、政府の支拂を元金に公定價格のみによることは政府の事業を相当困難にする事實のあることは否めないが、政府においては、關根絶するため本指令を強力に遵守し、決してこれに違背することのないよう決意しているので、進駐軍関係諸工事および物品調達等において差当り起ることを予想される困難については、能う限り理解ある態度をとられ、その趣旨を先各号の末端にも徹底せしめられたいこと。特に日本側関係者が本指令を忠実に実行する上において摩擦を生ずることのないよう措置せられたいこと。

- (二) 進駐軍関係の物資の需要に対しては、閣による入札を根絶するため、すべてこれを司令切の承認を得て決定する。物資需給計画に組入れられ、その限度内において供給することと致したいから、右需要量が國民生活全体の見地から見て著るしく均衡を失つるようないこと、または実際の命令が右計画の限度を超えて発せられることのないようにせられたいこと。
- (三) 進駐軍関係設置工事、施設の維持、補修および運用その他カービスに要する資材については、官給を原則とし、すべて進駐軍用物資として軍用倉庫または政府倉庫に納められ、資材が充足するものとし、一切の作業に關する命令は右資材の範圍内で發せられたいこと。
- (四) 政府において本指令を遵守し得るようたの措置をとられたいこと。
- (一) 物資需給の困難な日本経済の現況を深く認識され、工期および納期は至急迅速を考慮して定められたい。
- (二) 諸工事および物品調達の計画については、少くとも一四半期前に責任官庁に通告し、その計画の所管を通告する（可能な限り）と共に、実際の命令が右の通告された計画を超えて發せられたいこと、せられたいこと。

(3) 施工について、季節、気候等の條件を考慮し、適当な時期に、今を省せられたい。
設計は当初から定金なものとし、設計変更、追加工事等は極力避けられたい。
四、納入清物品、完了済ものは組織中の工事等について、適当な経過の措置を講ずること。

備考

この措置は、原則として適用するものとし、この水に對しては、夫々
の照会等において、所定の手続きを講ずるものとすること。